

# 第3回評議員会議事録

2019年11月13日

一般財団法人

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会



### 第3回評議員会議事録

#### 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

##### 第1号議案 定款の一部変更について

変更案	現行定款
<p>(役員の解任)</p> <p>第29条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(役員の解任)</p> <p>第29条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p><u>(3) この法人の役員としてふさわしくない非行があったとき。</u></p> <p><u>(4) 第24条第2項に違反を生じたとき。</u></p>
<p>(権限)</p> <p>第32条 &lt;第1項省略&gt;</p> <p>2 理事会は、一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第90条第4項 <u>各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定</u>を除き、理事に委任することができる。</p>	<p>(権限)</p> <p>第32条 &lt;第1項省略&gt;</p> <p>2 理事会は、一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第90条第4項 <u>に定める事項</u>を除き、理事に委任することができる。</p>

##### 第2号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏名	所属名
舟橋 秀和	愛知県市議会議長会会長 (小牧市議会議長)

<参考：前任者>

氏名	所属名
玉井 宰	愛知県市議会議長会会長 (小牧市議会議長)

第3号議案 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について  
 評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程の一部を次のとおり改正する。

変更案	現行規程
<p>(報酬等の額の決定)</p> <p>第4条 前条第2項に定める理事の報酬は、<b>日額 10,000 円を上限として、会長が定め、</b>理事会が承認し、評議員会が決定した額を支払うことができる。</p> <p>2 前条第3項に定める監事の報酬は年額により支給するものとし、各監事に支給する額は 300,000 円<b>を上限として、監事の協議により定めるもの</b>とする。ただし、年の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合、当該年の報酬額を減額することができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、この法人の役員等に対しては、いかなる報酬等も支給しない。</p>	<p>(報酬等の額の決定)</p> <p>第4条 前条第2項に定める理事の報酬は、<b>会長が定め、</b>理事会が承認し、評議員会が決定した額を支払うことができる。</p> <p>2 前条第3項に定める監事の報酬は年額により支給するものとし、各監事に支給する額は 300,000 円<b>以内</b>とする。ただし、年の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合、当該年の報酬額を減額することができる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、この法人の役員等に対しては、いかなる報酬等も支給しない。</p>

<参考>

**【評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程】**

<p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 評議員に対しては、報酬等を支給しない。</p> <p>2 理事に対しては、報酬等を支給しない。ただし、理事が理事会出席以外の場合において、会長の命を受けて法人のための業務に従事した場合は、報酬等を支給することができる。</p> <p>3 監事に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。</p> <p>4 前2項を除く役員等に対しては、報酬等を支給しない。</p>
--

- 2 決議事項を提案した理事の氏名  
代表理事（会長） 大村 秀章
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日  
令和元年11月13日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  
代表理事（会長） 大村 秀章

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律194条第1項及び定款第22条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議の省略を行ったので、評議員全員の同意によって評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和元年11月13日

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会